

相続税・贈与税 申告業務報酬

1. 相続税申告書作成基本報酬

遺産の総額 ※	報酬	備考
5千万円未満	330,000 円	※基礎控除・債務控除・小規模宅地等の減額・生命保険金や退職手当金の非課税金額などの控除前の遺産の合計額
5千万円以上7千万円未満	440,000 円	
7千万円以上1億円未満	550,000 円	
1億円以上2億円未満	660,000 円	
2億円以上3億円未満	770,000 円	
3億円以上4億円未満	880,000 円	
4億円以上5億円未満	990,000 円	
5億円以上6億円未満	1,100,000 円	
6億円以上7億円未満	1,210,000 円	
7億円以上8億円未満	1,320,000 円	
1億円増すごとに	110,000 円を加算	

- ただし、相続財産が現金及び預金、居住用不動産、上場株式等、生命保険金、死亡退職金に限られる場合は、以下の報酬になります。

遺産の総額 ※	報酬	備考
1億円未満	440,000 円	※基礎控除・債務控除・小規模宅地等の減額・生命保険金や退職手当金の非課税金額などの控除前の遺産の合計額
1億円以上2億円未満	550,000 円	
2億円以上3億円未満	660,000 円	
3億円以上4億円未満	770,000 円	
4億円以上5億円未満	880,000 円	
5億円以上6億円未満	990,000 円	
6億円以上7億円未満	1,100,000 円	
7億円以上8億円未満	1,210,000 円	
1億円増すごとに	110,000 円を加算	

- ・ 物納・延納の申請をする場合は、申請税額×0.5%の報酬が別途加算されます。
 - ・ 相続人が複数の場合は、基本報酬×10%×（相続人の数－1）の報酬が別途加算されま
- す。

2. 贈与税申告書作成料金

取得財産の価額	報酬
5百万円未満	33,000円
5百万円以上1千万円未満	55,000円
1千万円以上2千万円未満	88,000円
2千万円以上3千万円未満	110,000円
1千万円増すごとに	22,000円を加算

3. 相続税・贈与税申告書作成加算報酬

土地評価（1利用区分につき）	55,000円
非上場株式評価（1社につき）	220,000円
相続時精算課税制度の適用	33,000円
贈与税の配偶者控除の適用	33,000円
住宅取得資金の贈与税非課税特例の適用	33,000円
添付書面作成	55,000円

4. その他報酬

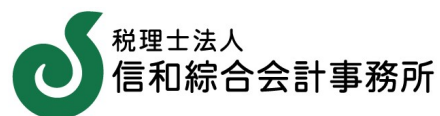
税務調査への対応を行う場合の報酬	1日あたり 55,000円
申告期限までに遺産分割がまとまらない場合等の再申告	申告報酬の40%
登記を行う場合の登録免許税、司法書士報酬	別途
訪問時、土地の現地調査等に要する諸費用（印紙、交通費等）	実費

5. 相続対策の指導報酬

現状把握（見込相続税額の算出）及び 相続対策（争族トラブルの回避、相続税の節税対策、 相続資金の確保）	相続税申告書作成報酬の40% （相続対策指導による課税遺産総額減少見込額×3%の別途加算）
---	--

（注）

- ・契約時に着手金として上記報酬の30%をご入金いただきます。
- ・上記報酬には消費税10%が加算されています。



〒541-0046 大阪市中央区平野町 3-3-9
湯木ビル 6階
TEL 06-6221-1467 FAX 06-6221-1468
<https://www.shinwa-ac.net>